

令和6年度秋田県補助事業

秋田県災害福祉支援センター（仮称）

検討委員会検討報告書

令和6年10月

社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会

目次

第1章 検討委員会の概要	1
I 目的.....	1
II 委員会の構成.....	1
III 事業の実施経緯.....	2
第2章 災害福祉支援センターについて	3
I 災害福祉支援センターとは	3
II 災害派遣福祉チーム（DWA T）について.....	6
III 災害時施設間応援コーディネート事業構築について	12
IV 災害ボランティアセンターについて.....	16
V 災害ケースマネジメントについて	25
VI BCPについて	33
VII 他県の災害福祉支援センターについて	38
VIII 秋田県災害福祉支援センター（仮称）の保有する機能について.....	43
第3章 災害福祉支援センターの検討結果について.....	50
I 災害福祉支援センター設置の要否について.....	50
II 災害派遣福祉支援センターの機能について.....	51
III 実施する個別事業について	51

第1章 事業の概要

I 目的

近年災害の激甚化の傾向が見受けられ、令和5年7月14日に秋田県内で発生した大雨災害や、令和6年1月1日に発生した能登半島地震被災者に対する福祉分野支援の実態を見ると、被災地外から支援に駆けつける福祉関係職員やNPO等が被災者支援に重要な役割を果たしている。

このことから災害発生時に、すみやかに内外多岐にわたる支援関係者のコーディネートを行うとともに、行政機関や関係機関との連携を図りながら調整を行う新たな組織の必要性が認められることから、「秋田県災害福祉支援センター（仮称）の設置等」について検討を行うものである。

II 委員会の構成

〈委員長〉

内田 鉄嗣 秋田県健康福祉部 地域・家庭福祉課 課長

〈副委員長〉

都築 光一 東北福祉大学 総合福祉学部福祉行政学科長 教授

〈委員：五十音順〉

石井 誠 社会福祉法人秋田市社会福祉協議会 事務局次長兼地域福祉課長

及川 真一 日本赤十字秋田短期大学 介護福祉学科 講師

小玉 結美 社会福祉法人五城目町社会福祉協議会 総務課長

佐藤 哲彦 秋田県社会福祉法人経営者協議会 社会福祉法人男鹿偕生会 理事長

佐藤 雅博 秋田県総務部 総合防災課 課長

高橋 良太 社会福祉法人全国社会福祉協議会 地域福祉部長

藤井 周二 秋田県老人福祉施設協議会 社会福祉法人中央会 花ごよみ 施設長

〈オブザーバー〉

東海林 健 秋田市福祉保健部 福祉総務課地域福祉推進室 副理事兼室長

蓮子 輝之 社会福祉法人全国社会福祉協議会 法人振興部副部長

駒井 公 社会福祉法人全国社会福祉協議会 地域福祉部

由利 侑耶 社会福祉法人全国社会福祉協議会 地域福祉部

菅生 風雅 秋田県健康福祉部 地域・家庭福祉課 主事

伊藤 統子 秋田県総務部 総合防災課 チームリーダー

〈事務局〉

須田 広悦	秋田県社会福祉協議会	常務理事
鈴木 博	秋田県社会福祉協議会	事務局長
石橋 貴之	秋田県社会福祉協議会	事務局次長兼地域福祉・生きがい振興部長
舘岡 和	秋田県社会福祉協議会	施設振興・人材・研修部 部長
佐藤 徹	秋田県社会福祉協議会	施設振興・人材・研修部 副部長
武田 和也	秋田県社会福祉協議会	施設振興・人材・研修部 主査
高橋 みのり	秋田県社会福祉協議会	地域福祉・生きがい振興部 主事

III 事業の実施経緯

5月22日 群馬県災害福祉支援センター訪問調査

7月12日 第1回検討委員会

- ・委員会の立ち上げ
- ・委員長選出
- ・災害福祉支援センターの意義と全国的な設置状況について
- ・DWA T（災害派遣福祉チーム）について
- ・災害時施設間応援コーディネート事業について

8月7日 第2回検討委員会

- ・第1回検討委員会の振り返りについて
- ・災害ボランティアセンター（VC）について
- ・災害ケースマネジメント（CM）について

9月11日 第3回検討委員会

- ・第2回検討委員会の振り返りについて
- ・BCP（事業継続計画）支援について
- ・他県の災害福祉支援センターの概要について
- ・秋田県災害福祉支援センター（仮称）の保有する機能について

9月25日 第4回検討委員会

- ・第3回検討委員会の振り返りについて
- ・秋田県災害福祉支援センター（仮称）検討委員会検討報告書（案）について

第2章 災害福祉支援センターについて

I 災害福祉支援センターとは

社会福祉法人全国社会福祉協議会が、2022年3月に取りまとめた、災害福祉支援活動の強化に向けた検討会報告書では、災害福祉支援センターについて次のようにまとめている。

1 災害福祉支援センター設置の必要性

災害発生前から社会的脆弱性を抱えている人びとは、被災したことで課題がより深刻化・長期化する傾向がある。さらに、災害発生を契機にそれまでは支援が必要でなかった人が、困窮に陥ったり困りごとを抱えたりと、災害発生により支援が必要になる人が増大する。

その一方、被災地域にある各種福祉施設や相談機関は、事業所の建物や従事者が被災することにより、それまで有していた支援力が大幅に減退する。

このため被災地外から被災者支援に駆けつける福祉関係職員（社協、社会福祉法人等職員等）やNPO等が重要となる。大規模災害発生時には、こうした多岐にわたる関係者のコーディネートが重要になる。

こうした都道府県域における災害福祉支援活動の調整役となるのが「災害福祉支援センター」である。

2 災害福祉支援センターが担う役割

災害福祉支援センターが担う機能は、被災者（住民）視点で何が求められているのかを整理することが必要である。

被災者の支援として、保健・医療、労働、教育、住まい及び地域社会の再生に関する施策等に関し、公私の機関・団体と連携し、例えば常設型災害ボランティアセンターを設置しDWAT活動をあわせて展開できるよう準備するとともに、平時は市町村域の災害ケアプランづくり（個別避難計画等）を支援し、災害発生時には災害ボランティアセンターやDWAT活動、災害ケースマネジメントに取り組むことが求められる。

そのため、「災害福祉支援センター」は、平時から都道府県域の行政と医療・福祉関係者、多様な関係機関や企業等と関係性を結び、災害発生時を見すえた準備を行うことが必要である。

各地の実情もあることから「災害福祉支援センター」のかたちを限定することはしないが、地域の特性を鑑み、市町村の実情とニーズにそって、その具体的支援に応じて「災害福祉支援センター」の役割・機能を整理していくことが大切である。

「災害福祉支援センター」は、福祉と被災者支援の連続性をふまえ、都道府県社協に設置することが望ましいが、その際に都道府県社協がすべてを担うのではなく、社協が担う

ところ、社会福祉法人等関係団体が担うところ、NPO 等関係団体や企業、災害中間支援組織等と連携・協働していくところを、事前に役割分担し、整理していくことが必要である。

平時の相談・地域支援活動からつながる、福祉による継続した支援活動としては、次のとおりである。

【関係づくり】

- ① 行政や関係団体との平時からの関係づくり
(協定締結、支援拠点の確保、都道府県防災会議への参画、災害発生時の費用負担含む)
- ② 地域のなかの多様な関係機関、企業等との連携・協働
(受援体制の整備、資機材等の確保・集積・管理等含む)

【人材育成】

- ③ 人材育成(災害ボランティアセンターやDWA Tの人材養成に留まらず、平時から地域の困りごとを抱えている人びとへの支援を行う人材養成も)及び人材登録システムの構築

【仕組みづくり】

- ④ B C P、B C M策定支援
BCPとは「事業継続計画(Business Continuity Plan)」
BCMとは「事業継続マネジメント(Business Continuity Management)」
 - ⑤ 個別避難計画(= 災害時ケアプランづくり)の作成に向けた福祉と防災の連携の場づくり※
 - ⑥ 寄り添い型の福祉的支援を含めた災害ケースマネジメントの仕組みづくり ※
- ※都道府県センターの役割・機能に関しては、各地の実情に応じて選択をして実施をしていくことになる。特に個別避難計画策定や災害ケースマネジメントの仕組みづくりは、行政との関係により判断することが必要

災害発生時の業務としては次のようなものがある。

- ① 災害対策本部への参画
- ② 被災地情報共有会議との連携・協働
- ③ 被災市町村社協の被災状況及び支援ニーズの把握
- ④ 被災市町村社協の災害ボランティアセンターやDWA T活動の立ち上げ支援
- ⑤ 全国センターとの連絡調整
- ⑥ 被災市町村社協への応援職員の派遣
- ⑦ 県内での応援職員の調整(災害ボランティアセンター運営支援者、DWA T、生活福祉資金貸付担当者等)
- ⑧ 必要な資機材のニーズ把握と被災市町村への送付調整
- ⑨ 生活支援相談員の配置調整

⑩ 災害ケースマネジメントの実施に向けた調整

⑪ 広域避難者への支援

3 他県の災害福祉支援センターの設置状況等について

検討を行うに当たり、他県の災害福祉支援センターの設置状況とその機能についてまとめたものが次のとおりである。

県名	災害V C	災害福祉NW	DWAT事務局	災害CM	個別避難計画策定支援	BCP策定支援	福祉防災アドバイザー養成	防災福祉教育、防災活動支援
群馬県	○	○	○	○	○	○	○	
福井県	○		○			○		○
鳥取県	○	○	○	○		○		○
山口県	○	○	○					
福岡県	○		○			○		
佐賀県	○	○	○	○				
大分県	○		○		○			

これらを参考に、秋田県のこれまでの活動を踏まえ、今回検討を行うに当たり、保有すべき機能として次のことについて、テーマ別に検討していくこととした。

- 「災害派遣福祉チーム（DWAT）派遣」
- 「施設間応援コーディネート事業構築」
- 「災害ボランティアセンター運営支援」
- 「支え合いセンター・ケースマネジメント」
- 「BCP作成・見直し支援」

なお、災害派遣福祉チーム（DWAT）派遣、災害ボランティアセンター運営支援は、これまでも事業を実施してきており、施設間応援コーディネート事業は、類似事業を実施してきた経緯がある。

検討委員会では、3回に分けて上記事業についての検討を行い、災害福祉支援センターの設置が、これらの事業の遂行に有効なのか等について議論を重ねた。

以下、事業ごとに検討結果をまとめる。

II 災害派遣福祉チーム（DWAT）について

厚生労働省の「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」から抜粋すると次のような記載となっている。

1 各都道府県における災害福祉支援ネットワーク構築の目的について

都道府県において、一定期間、避難所の設置を継続するような規模の災害の発生を想定した場合、指定避難所のうち、福祉避難所を除く、一般的な避難所（以下「一般避難所」という。）に避難する高齢者や障害者、子どものほか、傷病者等といった地域における災害時要配慮者（以下「災害時要配慮者」という。）の福祉ニーズに的確に対応し、その避難生活中における生活機能の低下等の防止を図りつつ、一日でも早く安定的な日常生活へと移行できるよう、必要な支援を行うことが求められている。

このため、各都道府県は、一般避難所で災害時要配慮者に対する福祉支援を行う災害派遣福祉チーム（以下「チーム」という。）を組成するとともに、一般避難所へこれを派遣すること等により、必要な支援体制を確保することを目的として、都道府県、社会福祉協議会や社会福祉施設等関係団体などの官民協働による「災害福祉支援ネットワーク」（以下「ネットワーク」という。）を構築するものとする。

なお、地域の実情や災害対応方針等により、チームを福祉避難所へ派遣しても差し支えない。

また、ネットワークは、都道府県を中心に、政令指定都市、中核市を含め、管内市区町村の協力を得て、可能な限り一元的な都道府県内のネットワークの構築を図るものとする。

2 災害派遣福祉チームについて

「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」を要約すると次のようにまとめられる。

(1) チームの概要

- ・ 4～6名のチームを複数編成できるよう準備
- ・ 派遣時期は初期から概ね1カ月程度
- ・ 派遣期間は1チーム5日間程度
- ・ チーム正式名称は「災害派遣福祉チーム」

(2) 災害時の活動内容について

- ・ 一般避難所における福祉トリアージ
- ・ 災害時要配慮者へのアセスメント
- ・ 日常生活の支援
- ・ 相談支援
- ・ 避難所の環境整備
- ・ 本部、県との連絡調整

- ・被災市町村や避難所管理者、多職種、被災地社会福祉施設との連携 など

3 秋田県災害派遣福祉チーム（DWA T）の現状について

秋田県DWA Tの活動状況は次のとおりである。

（1）平時の活動

○DWA T チーム員養成と訓練

- ・基礎研修、スキルアップ研修の実施
- ・県総合防災訓練等への参加



（2）災害発生時

○DWA T 派遣本部機能

- ・チーム員への連絡とチーム編成
- ・全国、被災地事務局との派遣に向けた連絡調整
- ・県、東北ブロック社協との連絡調整
- ・携帯品準備、移動手段、宿泊先の確保と手配、チーム員派遣

- ・派遣したチーム員との連絡、状況確認
- ・活動報告のとりまとめ、経費の精算

(3) 能登半島地震DWA T派遣

派遣スケジュール

	1月		2月									
	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
1クール	移動日	支援			支援 引継ぎ	帰宅						
2クール				移動日	支援 引継ぎ	支援		支援 引継ぎ	帰宅			
3クール							移動日	支援 引継ぎ	支援		帰宅	

○活動内容

第1クール 3名

- ・当初、石川県庁本部に配置
- ・避難所巡回・情報収集、奥能登活動拠点探し（輪島市内に拠点となる民宿確保）

第2クール 4名

- ・避難所統廃合支援・開設準備、避難所運営（志賀町に避難所開設）

第3クール 5名（うち1名は撤収要員 2/7～）

- ・避難所運営（志賀町）

※宿泊は金沢市内のホテル（移動はレンタカー使用）





(4) 能登半島地震 DWAT 派遣における連携について

○他県との連携による情報収集

1月12日夜、青森県、岩手県、宮城県の県や社協関係者とリモートで会議を開催し、全社協からの要請内容や1.5次避難所へのDWAT派遣が検討されていること、青森県は既に金沢市内にホテルを確保し、レンタカーも手配し、1月19日から派遣を予定していることなどを知った。

1チーム3人程度で、5日間で1クールとし、チーム員に介護職員を含めるように要請されていることも初めて知り、DWATチームの構成等についての考え方を教えてもらった。

青森県の保健師が既に穴水町に入っており、避難所の現状や能登半島の道路状況（悪いので夜の運転は注意）なども教えてもらった。

被災地へDWATを派遣するための交通手段についても、新幹線+現地でレンタカー借り上げという選択肢で行くことを知り、秋田県も同様のスタイルで行くことを考えた。

○県保健・疾病対策課の会議参加による情報収集

1月25日開催:リモート会議にゲストとして参加

※この時点で1次避難所に入った保健師チーム秋田県1班は戻ってきている。

●派遣に要する経費とその精算方法について

●持参している物品等について (PC2台他)

●1.5次避難所の状況について

- ・介護度が高い人が増えDWATが対応に当たっている
- ・制度の間にいる人（介護認定を受けていない人）が大変で2次避難できない

●連絡手段について

- ・公用スマホと公用携帯：現地引継
- ・活動調査はグーグルドライブ使用

(5) DWAT 派遣における問題点等について

○チーム員の不足

○チーム員登録者（基礎研修受講済）が124名いたが、応募者は12～13名にとどまった。

（夜勤等により5泊6日の派遣日程にすぐに対応できない等の要因が考えられる）

○災害用携行品の不足

必要物品も急遽準備した他、パソコンも持ち運びには不向きな機種であり、携帯用のプリンターも準備できなかった。また、連絡用携帯がガラケーでスマホでないため現地で、他県DWATとの連絡に使えなかった。（キントーンに接続不可）

○派遣ノウハウの不足

どのように派遣スケジュールを立てればよいかかわからず、青森県のスケジュールを借りて出発日を変えて使用するなど、他県の手助けでなんとか派遣にこぎつけた。

○経費精算に手間どる

1月に県と委託契約は締結していたものの、チーム員の旅費、日当をはじめとする経費の支払い精算に5月末まで時間を要した。

6 7月24日からの大雨に関するDWAT等対応状況についての反省点等

○県保健医療福祉調整本部会議でのDWATの認知度が低い。

○情報収集について

- ・避難所等の情報が保健所経由、市町村への聞き取りによるものである。
- ・県保健医療福祉調整本部会議において、日本赤十字秋田県支部救護班を避難所へ派遣することを決定し、アセスメントを実施。

○登録チーム員への連絡方法について

- ・メールによる連絡は即応性に欠ける。（届いたか、見たかがわからない、夜間、休日対応はスマホへの連絡が不可欠）

○チーム編成について

- ・結果的に市町村からの要請はなかったが、翌日等即時にチームを編成することは困難であった。

7 委員会の意見

問題点等を整理してみると、常設機関がないからノウハウの蓄積ができないのである。

県も社協も人事異動で担当者が交代するので、研修の実施についても継続したノウハウ蓄積が難しい。

登録者の1割程度しか派遣できなかったというが、過去に派遣実績のある岩手県も同様であった。

DWATの登録者を増やすことが今後の課題である。

経費精算については、熊本地震では1年以上かかっている。

このようなことを考慮すると、秋田県に根差した災害福祉支援センターの設置が何より

望ましい。

DWATの受援体制（市町村社協の受入れ）については、市町村社協が被災者支援をして災害VCを運営しつつ、DWATの誘導を行ったり、情報提供などの受援体制を取ることは難しいので、災害福祉支援センターの設置で市町村社協の負担が軽減されることを期待している。

現地の行政、社協、災害に特化したNPOの連携が重要であるが、派遣と受入れの間にはコーディネーターが必要となる。DWATは独自に自分たちで確立した中で、受入れてもらうというより連携という形で入るのが一番現地の負担は少ないと思う。

秋田県が被災した際と他県で被災した際のケースを分けて整理して話を進めた方が良く考えるが、災害福祉支援センターの専従職員は多くて2人であり、県外で災害発生の場合、支援センターの調整機能はDWATと災害ボランティアセンターのため、何とかなるかもしれないが、秋田県内で被災した場合は、2人の職員でDWATと災害ボランティアセンターのコーディネーションは無理であり、秋田県内で被災の際は関係部署の支援が不可欠である。

チーム員の不足であるが、被災地が施設の近くか遠くかで派遣元の福祉施設等の職員の出し方が変わってくるはずだと思う。（能登半島地震の体験が全て今後の対応に当てはまるとは限らない）

DWATチーム員への連絡方法を見直す必要があるのではないかな。

年に1・2回の情報通信の訓練をして、方式についてもより良いものを考えてほしい。

DWATの市町村等への認知度を高める必要がある。

DWATの派遣に関しては避難所に避難者がゼロだったから行かなかったというが、逆を言うと、それは避難できなかったのではと。そういった課題もある。

受け身体制の支援センターではなく、常に現場に行くような体制を整えてほしい。

現場から声が上がらなかったから対応がないではなく、我々から現場に入り出向いていてニーズを探っていくというやり方で臨んでほしい。

秋田市では、各施設と福祉避難所のための協定を結んでいるが、場所の提供という協定である。去年は、要請はあったが対応職員が確保できず福祉避難所を結局開設することができなかった。一般避難所においても対応する市町村職員は困っているのでDWATには期待しているところである。

DWAT研修では、活躍が期待できる方にファシリテーターをお願いしているが、こうした人材を養成していくとともに、このような方との意見交換の場があるとよい。

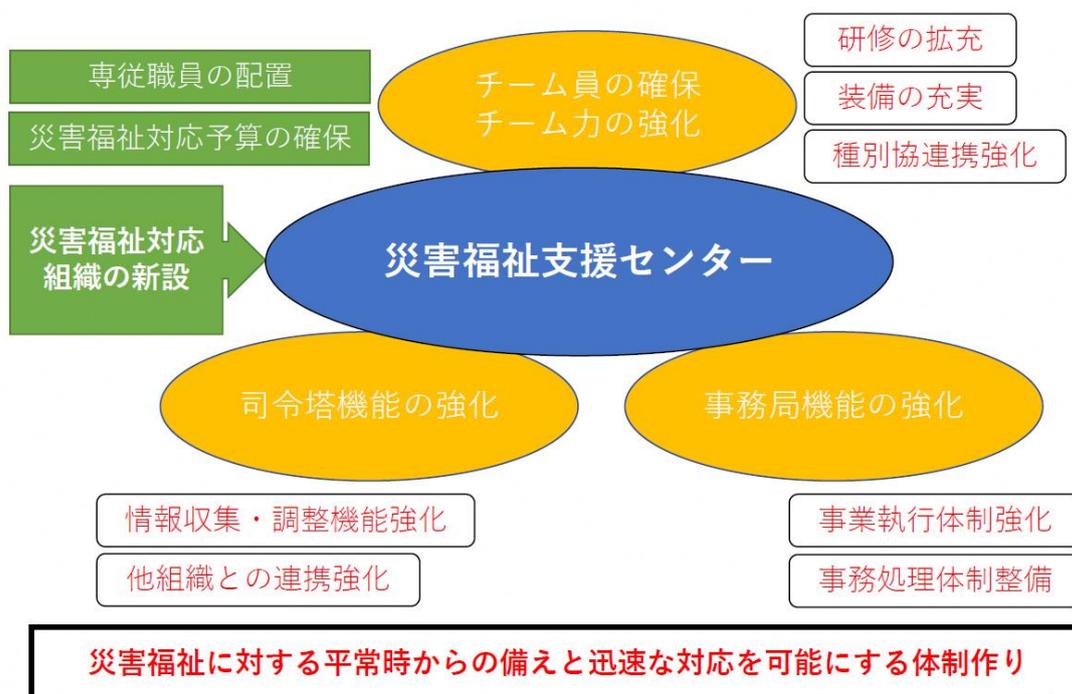
8 意見集約

○DWATの充実、派遣体制の強化のためには、常設の機関が必要である。

○災害時には、現地の機関や関係者との連携が不可欠。派遣と受入れの間にはコーディネーターが必要。

- 災害の発生場所（県内、県外）によりDWA T等のコーディネート等に関する災害福祉支援センターの負担が異なる。場合分けの整理が必要
 - 市町村への認知度を高めるため、市町村への周知というのを継続的に行っていく必要があるほか、DWA T基礎研修の一部に市町村職員が参加できるようにして職員の理解が深まるような研修の拡大や充実が必要
 - DWA T派遣に関する情報収集体制は現場主義で臨むことが必要
- 【結論】DWA Tの観点からは災害福祉支援センターの設置が有効である。

DWA T派遣における課題解決のため 災害福祉支援センターの必要性と果たす役割



III 災害時施設間応援コーディネート事業構築について

1 災害時施設間応援コーディネート事業とは

厚生労働省の「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」から抜粋すると次のような記載がある。

6 その他の留意事項について

(3) 被災した社会福祉施設等の事業継続

本ガイドラインによる避難所への対応に加え、被災した社会福祉施設等が適切に事業継続を行えるような体制整備も併せて重要である。

災害時にあっても最低限のサービス提供が維持できるよう、緊急時の人員の招集方法や

飲料水、食料、冷暖房設備や空調設備等の稼働用燃料の確保策等について、あらかじめ事業継続計画を策定するなど、各施設等基準を踏まえつつ、個々の社会福祉施設等における取組についても、ネットワークの整備と併せて推進すること。

また、災害発生時における福祉避難所の運営等により、一時的に人員が不足するような場合に備え、各社会福祉施設等関係団体による支援や社会福祉施設等を運営する法人間で相互に人員を融通する協定を締結するなど、法人間の相互支援体制を構築することも必要であることから、これらについて、ネットワークの場を活用し、その具体的な方法等について併せて検討することも有効であること。

これらを踏まえて、災害時施設間応援コーディネート事業構築については次のように考えている。

○事業目的

災害により福祉施設が被災した際に、施設運営継続のため他の施設から応援職員の派遣を行ったり、利用者の引受けを行うことで福祉サービスの提供を継続することを目的とする。

○事業のイメージ

コロナ禍における「緊急時の応援に係るコーディネート機能確保事業」の枠組みを活用して災害時に対応するものである。

2 秋田県緊急時介護・障害福祉人材応援派遣に係るコーディネート事業とは 実施要領より抜粋すると次のようなものである。

○事業目的

介護サービス事業所・施設等新型コロナウイルスの感染者が発生した場合などに、職員等が感染する等で出勤が困難となるなど、当該施設等や運営主体単体での対応が困難になることが想定されることから、職員が不足する施設等に他の施設等から応援職員を派遣し、施設等のサービス提供を継続することを目的とする。

○事業の内容

①コーディネート事業

事業を行う緊急応援コーディネーターの配置

②応援可能施設等の登録事業

応援可能施設名、応援職員の人数、派遣可能日数など

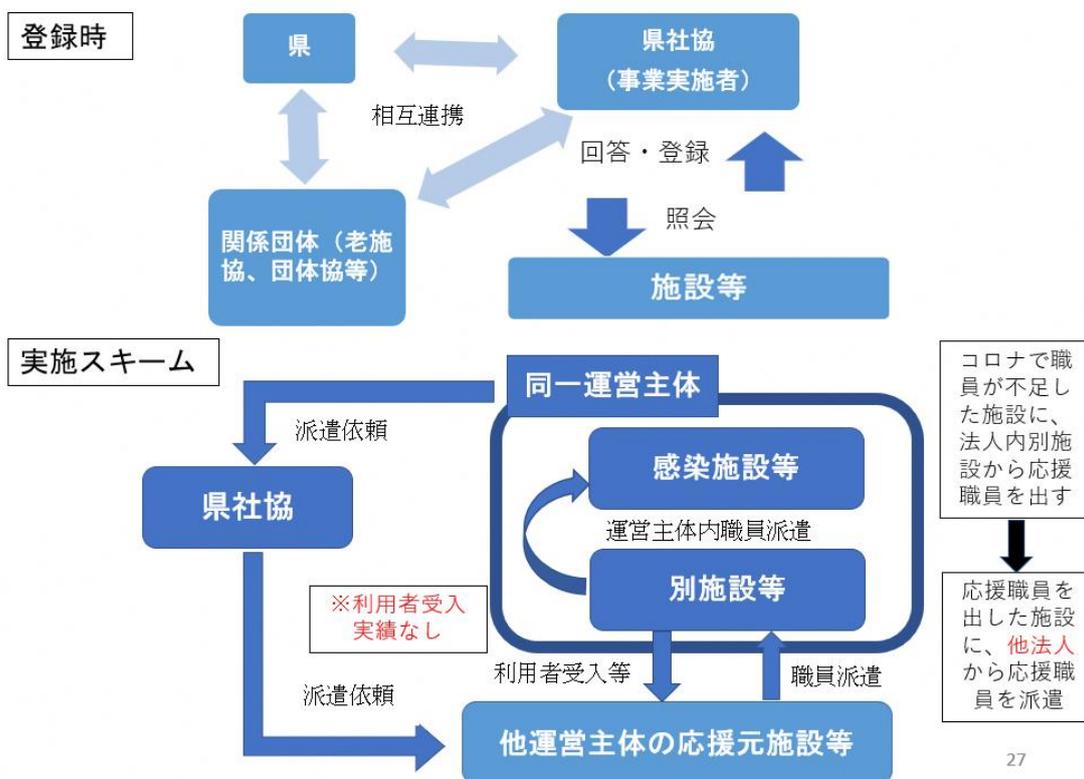
③応援職員の派遣支援等事業

1人14日以内、日勤のみ、ユニフォーム等は受入施設が支給。

この事業については、派遣した職員に関する経費支援が次のとおり県により実施された。

- 派遣職員は感染施設への派遣であれば一人20万円
そうでなければ一人5万円
- 職員を派遣した施設へも一人一日1万円で計算した額を支払う。いずれも職員を出した施設が県へ申請する流れ。
- その他、派遣に当たって要した経費（旅費、派遣のために購入した消耗品等）は職員を派遣した施設から受け入れた施設へ請求し、受け入れた施設は掛かり増し経費として県へ助成金を申請。

緊急時の応援に係るコーディネート機能確保事業のイメージ



緊急時の応援に係るコーディネート機能確保事業の実績について

年度	派遣要請施設	応援派遣施設	派遣人数	延べ派遣人日
R 3 年度①	老健施設	6 施設	介護士 6 名	3 2 人日
R 3 年度②	特養	1 施設	看護師 1 名	1 0 人日
R 3 年度③	ショートステイ	3 施設	介護士 5 名	2 5 人日
R 4 年度①	特養	6 施設	介護士 6 名	3 0 人日
R 4 年度②	ショートステイ	2 施設	介護士 2 名	9 人日
R 4 年度③	デイサービス	1 施設	介護士 1 名	5 人日
R 4 年度④	グループホーム	1 施設	介護士 1 名	5 人日
R 4 年度⑤	ショートステイ	1 施設	介護士 1 名	5 人日
R 4 年度⑥	ショートステイ	2 施設	介護士 2 名	1 0 人日

この他に R 4 年度調整不調が 1 7 件、R 5 年度 4 件あった。

実績については上の表のとおりである。

なお、職員の派遣による応援は実施されたものの、利用者の受入れは行われなかった。

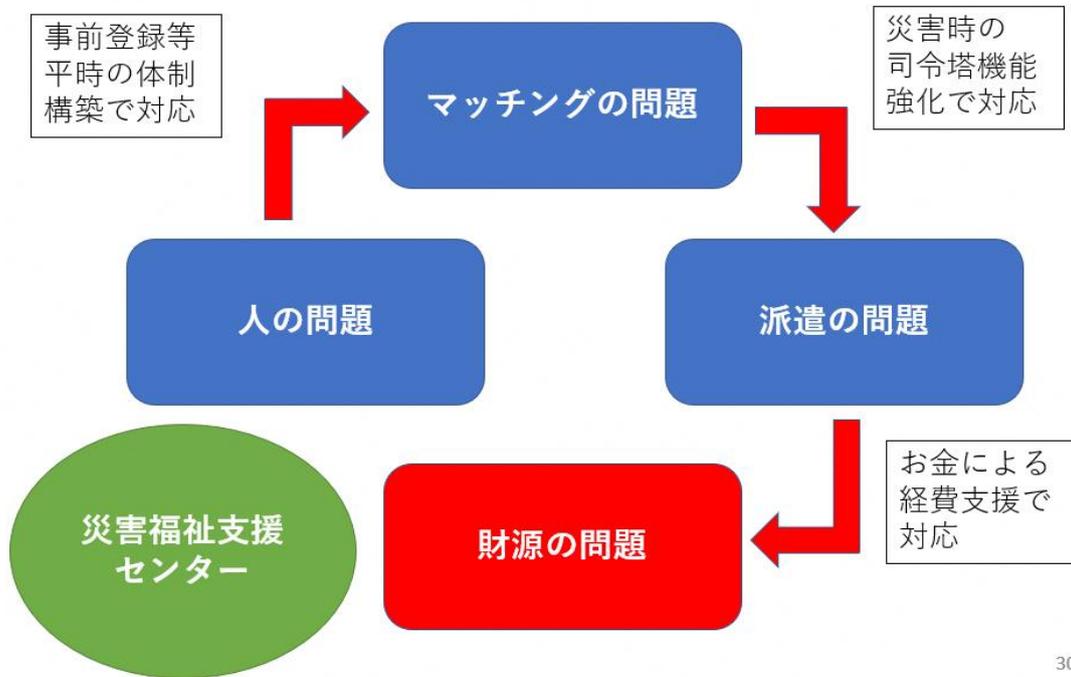
ニーズは多かったものの、調整不調も多く、応援職員の確保に難儀した様子が見られる。

3 災害時施設間応援コーディネート事業構築の問題点

コロナ時の応援事業の実績等を参考にした事業実施に係る問題点は次のとおりである。

- 災害時に実際に介護職員を派遣できるだけの余力（マンパワー）が施設にあるか。
- 災害時に応援コーディネートを行う事務局体制が取れるか。
- 応援職員を派遣した先への経費支援の財源をどうするのか。
- 県外での災害に対して応援派遣を行うことが可能か。
- 能登半島地震支援スキームとの整合性が保たれるのか。（費用負担の問題）

災害時施設間応援コーディネート事業構築の問題点整理図



30

4 委員会の意見

施設はかなり職員が不足している。緊急時に職員を派遣するというのはかなり厳しい状況である。

確かに人員不足というのは否めない。災害の場合の応援協定というのもあり、まずは圏域でやっていかないと話も出ているので、そのような活用方法もあるのではないかと。

支援が長期化すると、施設も大変な中で職員を派遣するというのが難しくなり、外部支援の継続が受け入れ側の人材確保努力を阻害することもあり、切り替えのタイミングが課題となる。

能登半島地震では、復興を意識した住民の方々の動きや、それを支える団体、市町村社協の動きというのは相当早かった。

いずれ他県からのサポートがなくなった後、再生復興をしていくためにはそういう人たちの地盤を固めておかないと、いつまでも県外の方々に頼ってしまうことになる。(いつまでも外部に頼るのは問題)

地区における災害に対する連携の動きは、人員の少なさもありませんが進んでいないのが実情である。

施設間で介護職員を派遣できる仕組みがあれば、福祉避難所への応援、派遣にも使えないかという意見に対しては、行政の方から、老人福祉センターで福祉避難所を開設できないか

という打診があった。介護職員不足で対応できなかったが、施設間の人材調整ができるとすれば、可能性としては出てくると思う。

訪問介護事業所を行っているが、他の施設にお話しさせていただいても、人手が足りないということばかりが聞こえてくる。実際は難しいことではないかという印象を持っている。

我々の施設で、被災された施設の入所者を受け入れることはできる。

職員を派遣することはなかなか難しいが、受け入れることは可能なので、できるだけ応援したい。

5 意見集約

- どの施設も人手不足で緊急時に派遣できる余力は少ないのが実情である。
- 地域や圏域で災害時の協定等に対応して考える必要はあるかもしれないが、動きとしてはまだ進んでいない。
- この仕組みを福祉避難所の開設に使える可能性もあるが、地域の実情にもよるのではないか。
- この仕組みによる支援の長期化は頼られすぎの結果を生む可能性も。切り替え時が難しい。

制度の有益性は理解できるが、人手不足の現実もあり、実現までには時間をかけた検討や取組が必要である。

【結論】

人やお金の問題もあり、早期の事業構築は難しいので、災害福祉支援センターにおいて、現在の施設間応援コーディネートの機能を維持しながら、今後取り組むべき課題の一つではないかというとりまとめとなった。

IV 災害ボランティアセンターについて

1 災害ボランティアセンターの機能について

全社協のホームページより災害ボランティアセンターについて要約すると次のとおりである。

- 被災状況の把握
- ボランティアの受入れ・活動調整
 - ・ボランティアの募集
 - ・災害ボランティアセンター運営体制の整備（運営スタッフ、コーディネーターの調整）
- 被災者の状況把握と寄り添った支援
 - ・被災者のニーズ受付・困り事相談、ニーズ調査
 - ・被災者・地域の生活の復旧、復興を視野に入れた支援活動

- 関係機関との調整、情報発信、運営
- 自治会、町内会など住民組織との連携・協働
- 行政等、関係機関などとの連絡調整、情報共有

また、災害ボランティアセンター設置・運営三原則は次のように記されている。

災害時のボランティア活動は、被災家庭の掃除や災害ゴミの撤去などの活動が目立ちますが、活動の本来の目的は、清掃等により生活の基盤となる住環境を回復し、被災した人の生活を回復することにあります。

「被災者中心」「地元主体」「協働」という災害ボランティアセンターの設置・運営の三原則です。

令和2年には災害ボランティアセンターの運営費の一部に国費（災害救助費）が活用できるようになりました。

なお、被災者や被災地を支援する民間財源として、赤い羽根共同募金の「災害等準備金」が活用されています。

さらに、社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを設置・運営する理由としては、

- 地域を基礎に活動している
 - ・日常的に住民と接している（地縁組織と顔の見える関係がある）
 - ・センター閉所後も、社協の本来の機能として、被災者の生活支援、被災地の復興支援にあたる（生活支援相談員による支援など）
- 地域福祉を推進する団体としての機能・事業がある
 - ・ほとんどの社協は平時から「ボランティアセンター」機能を有する
 - ・社協の使命として、地域の生活課題を把握し、解決する機能を有している
 - ・行政や幅広い機関・団体との関係を構築している
- 全国的なネットワークを有する組織であるとされている。

なお、災害ボランティアセンターとボランティアセンターの違いは次の表のとおりである。

	ボランティアセンター	災害ボランティアセンター
設置	常時	災害時のみ（市町村からの要請）
設置先	社会福祉協議会	社会福祉協議会が一般的
センターの役割	（住民のボランティア活動に対する）相談、登録、活動先のあっせん・仲介等	ボランティアの受け入れ・活動調整等
ボランティアの活動内容	地域清掃、交通安全活動、募金への協力 等	屋内の泥出し、家財の搬出、がれきの除去、等

2 令和5年7月豪雨災害時の県内災害ボランティアセンターの活動状況等について

昨年夏、秋田県を襲った豪雨災害時の災害ボランティアセンターの設置状況は次のとおりであり、多くの市町村社協で災害ボランティアセンターが開設された。

社協名	設置日	活動開始日	閉鎖日	活動延べ件数 (件)	ボランティア延べ 人数(人)
秋田市	7/17	7/19	10/16	1,465	6,193
能代市	7/18	7/18	7/28	77	499
男鹿市	7/18	7/19	7/23	15	141
仙北市	7/19	7/20	7/26	1	4
上小阿仁村	7/19	7/20	7/23	9	50
五城目町	7/19	7/19	9/16	418	3,539
合計	—	—	—	1,985	10,426

以下は、秋田市社協の災害ボランティアセンターの活動状況である。

秋田市災害ボランティアセンターは3カ月間に及ぶ開設となり、他県からの応援職員も入り運営された。

また、被災者宅等の復興支援はもとより、被災地域の戸別訪問まで行う大規模なローラー調査も実施するなど、徹底した被災者支援となった。

令和5年7月の豪雨災害に対する 秋田市災害V C活動報告について

■7月14日からの大雨による被害状況

(令和6年8月1日現在)

全壊	11棟	床上浸水	579棟
半壊	2,459棟	床下浸水	3,042棟
一部破損	23棟	計	6,114棟

■9月19日からの大雨による被害状況

(令和6年8月1日現在)

全壊	0棟	床上浸水	20棟
半壊	32棟	床下浸水	217棟
一部破損	4棟	計	273棟

秋田市災害V C活動報告について

月日	事項
7月17日	秋田市災害ボランティアセンター設置
18日	全国を対象にボランティア募集開始 ボランティア活動保険 大規模災害特例が適用 想定される被害地域のローラー調査（戸別訪問）開始
19日	協定先へボランティア募集 秋田市から職員派遣（電話受付等 ～9/3）
20日	ボランティア活動開始 集合9:00 活動時間9:30～15:00
21日	秋田市から八橋運動公園第4駐車場の使用許可 全社協・中央共募・福島県社協・秋田県社協と職員派遣について協議 県内社協および北海道東北ブロック社協から職員派遣の受け入れ 物置プレハブを設置（リース）
22日	サテライト3か所設置（ボランティア数 506人/日） ※本部【秋田市老人福祉センター】

月日	事 項
7月22日	サテライト北部【ナイス外旭川店】（ニーズ些少のため休止）
	サテライト東部【ナイス山手台店】（～7/24）
	サテライト南部【ナイス仁井田南店】（～7/30）
	災害ボランティア車両 高速道路無料措置適用（～10/16）
24日	ボランティア活動時間の変更 集合9：30 活動時間10：00～15：00
	災害ボランティアセンター運用システム「キントーン」を導入
31日	サテライトを休止し、本部1か所体制
8月1日	ボランティア受付に「QRコードチェックイン」方式を導入
3日	竿燈まつり期間は、県内ボランティアで午前中のみ活動（～8/6）
4日	各地区社協あてに「見守り強化とニーズ把握」について依頼
	檜山地区コミセンに支援拠点を常設（協力：ピースポート）
8日	市民児協事務局から各地区民児協あてに「災害ボランティアセンターの周知」について依頼
11日	ローラー調査の未実施地域の地区民児協に被害状況を確認

月日	事 項
8月18日	東地区コミセンに支援拠点を常設（協力：ピースポート）
21日	各地区社協あてに「災害ボランティアセンターの周知」について依頼
9月1日	北海道東北ブロック社協からの職員派遣を延長
10日	北海道東北ブロック社協からの職員派遣終了
18日	ローラー調査（戸別訪問）終了（延べ約15,000件訪問）
19日	大雨による被害
20日	被害地域の地区社協へ被害状況を確認
30日	県内社協からの職員派遣終了
10月15日	秋田県社協からの職員派遣終了
16日	秋田市災害ボランティアセンターを閉所

3 能登半島地震における災害ボランティアセンター支援について

秋田県社協は県内市町村社協の応援も得て、北海道・東北ブロック社協の一員として、志賀町社協災害ボランティアセンターの運営支援に当たったが、その体験から得られた感想は次のとおりである。

○水害と地震では一般ボランティアが行う内容が全く異なる。

水害と地震のボランティア活動内容の違い

秋田県水害 秋田市社協 V C

- 泥出し、屋内清掃
- 畳や家財の屋外搬出
- 床下浸水の状況確認、床下の乾燥
- 床板はがし⇒復旧

青字は技術系
ボランティア
対応案件



能登半島地震 志賀町社協 V C

- 倒壊したブロック塀の破砕
- 家財の破壊、搬出、積み込み
- 仮置き場への運搬（軽トラ）
- 瓦屋根等へのブルーシート張り
- 倒壊した家屋からの重要物品の取り出し
- 石灯籠の撤去、搬出

- 小規模な社協に対する支援では応援社協の負担が大きくなる。
- 技術系ボランティアとの接し方が難しい。
- 宿舎等拠点の確保がないと長期的支援は厳しい。（移動時間）
- 地域に精通した人がいないと運営支援は厳しい。
- 移動を考慮すると実質活動期間が5日間（うち引継ぎ2日）と短く習熟しないうちに支援活動が終了する。（6泊7日）
- マニュアル作りなど事務作業が結構多く応援職員の負担が大きい。

4 秋田県社協の課題と災害福祉支援センター設置による対応案（自県で被災の場合）

秋田県社協の課題と災害福祉支援センター設置による対応案

課題	センター設置による対応案	事業		
		研修 訓練	ネット ワーク	その 他
広域での同時多発だったため、発災直後に現場を見に行ける職員が足りなかった。	◆対応できる職員の育成（センター主催で勉強会などを開き、経験豊富な職員から経験の浅い職員へノウハウを伝える）	○		
	●災害時の職員初動マニュアルの作成と訓練の実施により、対応手順を定期的を確認する機会を設ける。	○		○
災害対応専任職員がおらず、特定の職員に負担がかかった。	●◆非常時は組織全体で災害対応に当たることとし、役割分担をBCP等に明記する（正職員全員を総務班、地域支援班、避難所・施設支援班に振り分けて業務にあたるなど）			○

●...比較的すぐ対応可 ◆...時間をかけて

課題	センター設置による対応案	事業		
		研修 訓練	ネット ワーク	その 他
局内、各災害VC間、VC派遣職員と本部職員間の情報共有が不十分であった。	●R 5大雨、R 6大雨対応に係る振り返りを実施 ●県社協で出来ることリストを作成し、日頃から市町村社協に周知			○
資機材を保管している市町村に貸出しを依頼するも、不足していたため県外からの提供に頼らなければならなかった。	●県内の複数個所に資機材ストックヤードを設置、初動対応に備える。 ●災害協定締結団体との連絡会議（災害時における人的、物的支援調整の強化）		○	○
社協とNPO、団体等との調整役がいなかったため、VC運営において各NPOや団体から不安感や不満感を抱かせてしまった。	●センター職員が調整を担当			○
	●災害に関する協定締結先のJC（青年会議所）やライオンズクラブとの定期的な連絡会議の開催 ●「災害ボランティア連絡会議」（秋田県地域防災計画）の活用		○	○

8

課題	センター設置による対応案	事業		
		研修 訓練	ネット ワーク	その 他
共同募金会の災害等準備金に頼る部分が多かった	●寄附金の活用方法についてあらかじめ設定しておく。(支援物資や資機材購入の費用にあてる等)			○
災害ボランティアコーディネーターの派遣要請を行ったが、協力者が少なく、派遣に至らなかった。	◆県内社協職員と災害ボランティアコーディネーターのスキルアップを目的にVC設置・運営研修を行う。	○		
	◆社協職員と災害ボランティアコーディネーター間での顔の見える関係の構築		○	

非常時のみの対応では不可能 平時の取組が重要

災害福祉支援センター	
平常時	研修、訓練、ネットワーク構築等
非常時	平常時の取組を活かした災害対応

9

5 委員会の意見

技術系ボランティアなくして災害ボランティアセンターの運営は成り立たないと思っている。技術系ボランティアは多数あるが、昨年の大雨を経験して比較的關係が密に取れたところと調整してみるというところからまずはスタートしてみる。関係性が災害対応においては重要なポイントである。

発災直後は災害規模の見立てや災害ボランティアセンターの運営方針をどのように立てたら良いのかという判断ができるコアな人が少ない。災害ボランティアセンターの応援職員には見立てを支援してくれる経験を持った他市町村社協の職員派遣についても併せて考えていただきたい。

技術系ボランティアについて、昨年の災害で発災当初は床下の泥出しのニーズが多かったが、一般のボランティアだけではできないという判断をして断っていたが、ニーズが一番多いのはその部分だった。時間が経ってから技術系の人たちが入ってきて段々やってもらえるようになった。

いつ頃から技術系の人たちが入ってくれるということが分かれば、できませんという断り方ではなく、いつ頃になればできるのでそれまで待ってくださいというような答え方ができた。それだけでも被災された方々の気持ちは随分変わったのではないかと反省しているが、技術系の方とのつながり方や関わり方はしっかりとしていけたら良いと思う。

見立てができるスタッフはどのような災害でも必要となるので、この点からも災害福祉支援センターの必要性は確認できる。

水害の場合は高齢者や障害者は避難所に行くことはできないので、在宅避難者になる傾向にあり、水害の際は在宅避難者への個別訪問が必要になってくる。

令和3年に災害対策基本法が改正され、在宅避難者対策が市町村の業務になっているが市町村にノウハウがないので、ここを支援する必要がある。

宮城県大崎市社協は個別訪問しながら支援を行うというノウハウがあるので、支援をいただきながら研修等でスタッフを養成して、災害福祉支援センターでノウハウを蓄積するということが求められるのではないかと。

災害ボランティアセンターについては、応援職員の派遣に1週間以上かかってしまい、被災地社協の職員だけでは1週間は乗り切れない。行政職員も手伝いに入ったが、避難所対応、被害状況の調査もしなければならず、行政も万全ではない。

災害時はマンパワーが不足するので、平時のときに民間企業と協定を締結し応援に出てもらえないかということを考えている。

6 委員会の意見の整理

先遣や見立ての部分は支援P（災害ボランティア活動支援プロジェクト会議）が頑張っただけでやっていたが、今回秋田に入っていないのでそこを誰がやるのかという課題はあったのだと思う。

いくつかの県では、県内支援Pのような形で（中央共募が事務局ではなくて、それぞれの社協が事務局の形で）応援派遣の経験がある方や、そういう経験や知識がある方々を組織化し、判断できるような方々を備えている。

災害ボランティアセンターの運営面については適宜に応じた支援の仕方をアドバイスできるような方々を養成している。これらは平時から行うことが重要である。

重機系のところはNPOと結びつかないのであれば、近くの民間の企業や団体と協力するというのも大事である。

県域の中間支援組織を災害福祉支援センターに取り込むかどうかは大きな課題である。誰に任せるのか、任せた場合は連携するのか、事務量が相当発生するので中間支援組織の設定はよく考えなければならない。

今回、県社協がかなり現場に入っていたという情報は聞いている。こういった迅速な対応と現場で拾ってくる情報が後の課題解決の材料となる。この積み重ね、どうやって人材を出すか、どこに行くか、どうやって継続的に連携していくかというところが人材の部分では調整が必要である。

7 意見集約

○災害ボランティアセンターの運営には、運営方針や見通しなど見立てのできる人材は

不可欠。この人材養成を平時から行う必要がある。(県内支援 P)

- 災害に備えて戸別訪問して支援を行うという組織的な人材育成とノウハウの蓄積が必要である。
- 災害ボランティアセンターには、技術系ボランティア団体の協力が不可欠。平時からの関係性の構築が重要である。
- 現場での情報収集力、そのための人材の確保、育成、継続的な体制構築などの課題解決を図る必要がある。

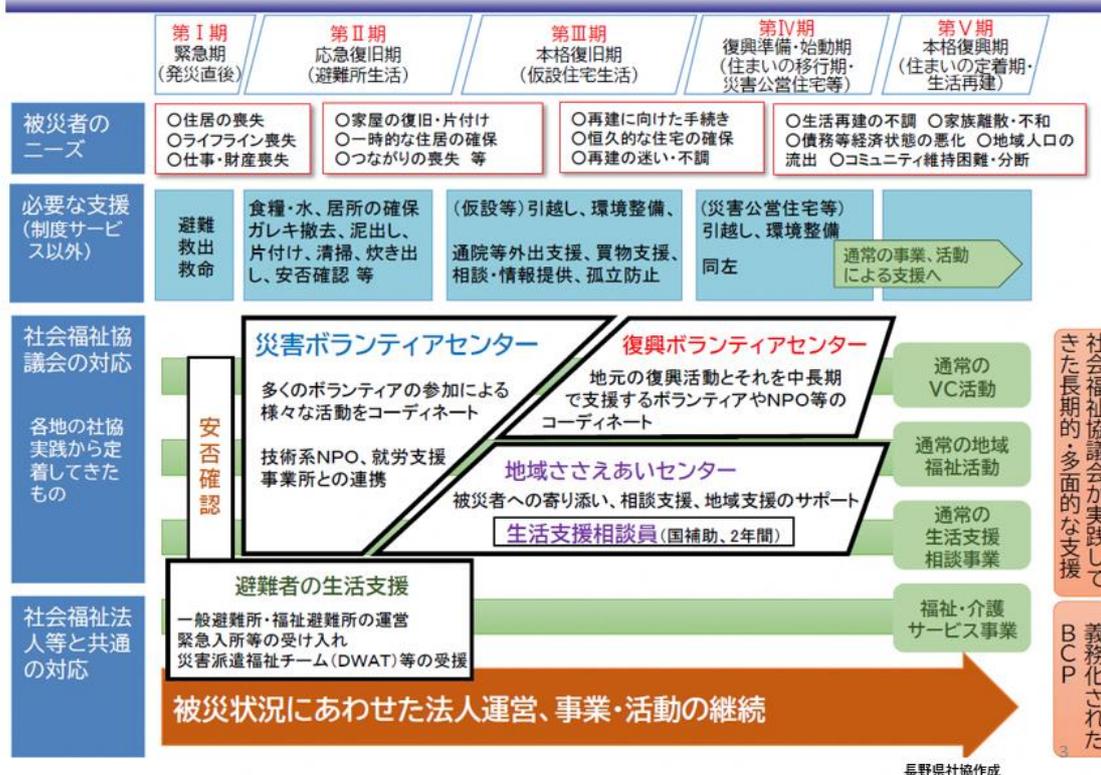
【結論】 災害ボランティアセンターの観点からは災害福祉支援センターの設置が有効

V 災害ケースマネジメントについて

1 災害ケースマネジメントとは

被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の自立・生活再建が進むようマネジメントする取組である。

被災者の生活フェーズの移行と社会福祉協議会等の対応



被災者の生活再建に向けた課題

災害ケースマネジメントとは



【災害ケースマネジメント】

被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、

必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、

当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、

被災者の自立・生活再建が進むようマネジメントする取組

【課題】

・自ら声をあげられない被災者の存在
・在宅避難者の増加
・支援漏れの発生

・被災者の抱える多様な課題の存在
・行政の対応が難しい課題の存在

・その場での対応だけでは、必ずしも課題の解決につながらない場合がある
・個々の被災者に寄り添った支援が必要

**被災者の自立・生活再建の早期実現、
コミュニティやまちづくりなどの地域の復興を通じ地域社会の活力維持に貢献**

内閣府資料

2 秋田市豪雨災害対応検証委員会検証内容

1 現状

災害ケースマネジメントの考え方

被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の自立・生活再建が進むようマネジメントする取組

- (1) 被災者の自立や生活再建について一元的に支援するため、11月1日に部局横断による復興支援チームと、社会福祉協議会に運営を委託した地域支え合いセンターを設置し、被災者支援体制の強化を図った。
- (2) 地域支え合いセンターの体制が整うまでの間、市職員が2名1組として20班体制で戸別訪問及び電話連絡による支援ニーズ調査を実施した。また、訪問や電話連絡でも不在の世帯には連絡文書を送付した。
- (3) 寄せられた要望については、復興支援チームと地域支え合いセンターで対応した。

2 課題・問題点

- (1) 地域支え合いセンターが行う自立・生活再建支援の強化

現在、被災者の目の前の困りごとについてニーズ調査を実施し解決を図ったところで

あるが、自立・生活再建に向けて継続的な支援の取組強化を図る必要がある。

(2) 調査データの活用

被災者の自立・生活再建が的確に進み早期に実現できるよう、既存データを最大限活用する必要がある。そのため、市と市社協の調査データを用いて課題の抽出を行いながら効率的なグループ分けをする必要がある。

(3) 継続支援が必要な被災者の優先順位

自立・生活再建にあたり、継続的な支援が必要な被災者の優先順位の基準について地域支え合いセンターと協議するほか、今後の見守り・相談等の体制を検討する必要がある。

(4) 関係団体等との連携

既存の「秋田まるっと会議」の発展と継続、情報共有の方策について検討する必要がある。

※「秋田まるっと会議」

NPO法人や秋田市社会福祉協議会など被災者の生活再建に関する相談を受けている各団体が生活再建に向けた支援の枠を超えて一体的に実施するために設けている会議体

3 今後の体制および取組

(1) 地域支え合いセンターが行う自立・生活再建支援の強化

専門的な生活支援相談員の人材を確保し、復興支援チームと地域支え合いセンターで連携協力しながら、被災者一人ひとりの状況を把握した上で、課題解消に向けてきめ細かな支援について継続的な取組を強化する。

(2) 調査データの活用

アウトリーチで被災者状況を把握した情報を基に支援が必要な被災者と課題を特定する。

(3) 継続支援が必要な被災者の優先順位

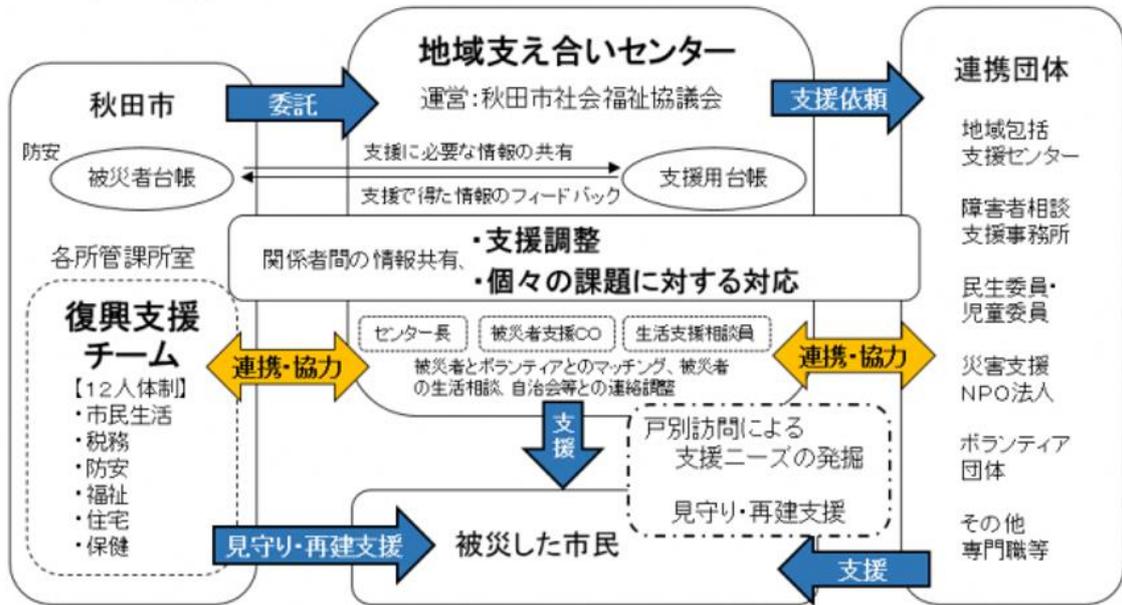
優先順位の基準を基に地域支え合いセンターの生活支援相談員が対応し、被災者一人ひとりの課題に応じた支援策や必要な情報を提供する。

(4) 関係団体等との連携

被災者の課題に対応するため、より多くの団体へ協力依頼する。

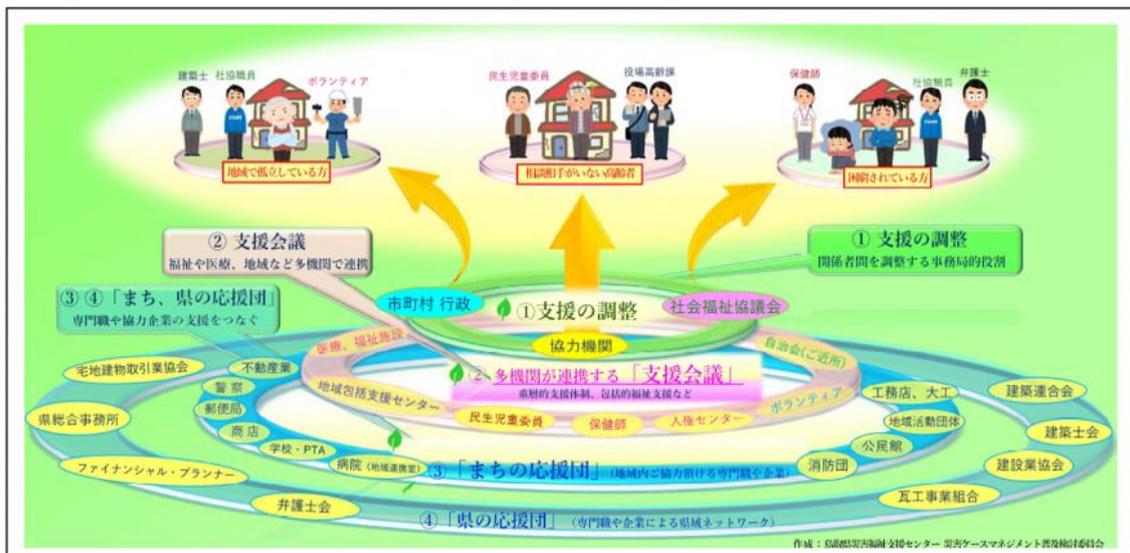
被災者支援の全体状況を共有するため、連携団体と協議する場を設けるほか、個々の課題に応じた支援方策を検討する場を設け、被災者の自立・生活再建の早期実現を目指す。

○今後の組織体制等



3 鳥取県災害ケースマネジメントについて

「鳥取県における災害ケースマネジメント 多機関連携のイメージ図」
(実施時の多機関が連携するイメージ図)



※災害ケースマネジメントでは、市町村等の調整のもと、福祉関係者、地域の支援者(まちの応援団)、専門士業団体など、多数の機関が連携して、被災者一人ひとりの状況に合わせた支援を実施していく。

主な関係機関の役割分担

	災害時（生活復興期）	平時
市町村	<ul style="list-style-type: none"> 被災者の生活復興支援の実施主体 訪問調査、ケース会議の主催等の実務の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 庁内の実施体制整備 外部の関係者の把握と連携体制の構築 担当者の人材育成 地域防災計画への記載
県	<ul style="list-style-type: none"> 市町村への支援（専門家派遣等） 	<ul style="list-style-type: none"> 手引き等の資料作成、関係機関との共有 関係機関の連携体制の構築（協議会の開催） 専門士業団体とのネットワーク形成 市町村等担当者の人材育成（研修の実施等） 地域防災計画への記載
災害福祉支援センター	<ul style="list-style-type: none"> 市町村への支援（助言、人員派遣等） 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村、県への協力 災害ケースマネジメントの普及啓発 災害時の対応体制の確立

鳥取県の取組事例

県レベルで対応すべき課題

平常時

1 相談員等の人材育成

被災者の見守り・相談等を行う相談員や、相談窓口となる市町村社協等の職員に対し、必要な知識や視点などに係る手引書の整備や研修等を実施する。

2 関係機関・団体等との連携等

市町村などの関係行政機関や、県社協、市町村社協、専門職等の民間団体等の関係機関との連携や協力体制を整備し、災害時の対応体制を整備する。

3 連絡会議等の開催

関係者間での情報共有を図り、共通課題等について対策を検討する会議等を開催するとともに、災害ケースマネジメントの普及啓発を図る。

県レベルで対応すべき課題

発災時

1 市町村等と連携した生活再建の支援

生活再建が困難な被災世帯のうち支援を希望する世帯に対し、市町村、関係機関やボランティア団体等と連携して、生活再建に向けたケースマネジメントの実施を支援する。

2 専門職・アドバイザーの派遣

対象市町村に対し、専門的課題等に対応するため、単一の市町村では確保が困難な弁護士や司法書士等の専門職を派遣する。

3 市町村からの相談対応等

市町村、関係機関からの相談対応及び情報提供を行う。災害が広域にわたる場合は、市町村間の調整を行う。

12

市町村社協等が業務委託を受ける場合の課題

1 計画上の根拠づけ

事前に行政が決定した体制や分担について、地域防災計画や地域福祉計画に位置づけるなど明文化して関係者に周知し、災害時にはそれに基づいた対応ができるよう準備する。

2 情報共有体制の整備

行政の担当部局が保有する名簿や避難行動要支援者名簿等を社協等でも共有できるよう、法制の整備を含め必要な体制整備を行う。

3 平時の活動体制の整備

平時から準備事業等を行うことができるよう、協定を締結するなど、事業実施の根拠を整備する。

4 重層的支援体制整備事業への取組の検討

平時に重層事業に取り組むことは、災害時のケースマネジメントの実施にスムーズに移行できることから、体制整備の一環として検討することが効果的。

4 委員会の意見

秋田市で支え合いセンターを始めるときに、まず個別訪問主体の活動からスタートしたが、個別訪問するのはそれなりの人手が必要で災害業務を行いながら人材を確保するのは非常に負担がかかり、大変な作業であった。もし災害福祉支援センターでその部分をやらせてもらえるのであれば、スムーズに支え合いセンターの業務に入っていけるのではと思う。

被害の大きかった町内会や地区社協からは感謝の言葉をいただいた。これまで秋田市社協職員が地域住民と直接会話してというよりも地区社協を介しての支援がほとんどだったため、住民から直接声をかけてもらうことはなかった。災害支援をこれまで何回か経験しているが、やっていくと社協に対する信頼感が上がるし、会費や募金額が次の年は上がると言われる。反応をかなり示してくれているという実感はある。

昨年の災害経験を踏まえて、秋田県社協の今回の災害では機動力があって各市町村にしっかりと突き刺さったという印象を受けている。災害経験の蓄積は大きいと思うし、続けていただきたい。

災害ケースマネジメントについては、発災直後から始まっているという認識が良いのではないか。

能登半島地震の場合については災害中間支援組織として県が委託をして被災高齢者等把握事業で全戸訪問をできるような体制を作り、ニーズ把握できるようなことをしている。

実は発災前から本来的には始まっている。要配慮者名簿をどこまで把握できているのか、避難行動支援計画もあると思うので、そこから情報をシームレスにつなげて支援がすぐに開始されていることが本来的である。

鳥取県の資料では、真ん中にあるのは支援会議という形で書かれつつ、多機関協働のための重層事業、包括的支援体制、場合によっては生活困窮者自立支援事業もここには入ってくる。

そういう調査・相談機関がまず真ん中であって、あくまでも地域支え合いセンターの生活支援相談員はアウトリーチをしてニーズの把握、見守り、そういう機能しかないので、ニーズをどのように調整していくか、そこは平時の相談、重層、生活困窮が中心となり、そこに被災後の弁護士、建築の専門家などが入ってくるようなネットワークをつくるのが基本となるはずである。そのようになると社協だけがというよりも行政も絡ませていくということが非常に重要になってくるのではないか。

災害発生時には平時の公的相談支援機関もどのように有事の体制に切り替えるのかということをもまず発想に入れておくことが必要。

災害福祉支援センターは災害ケースマネジメントをする組織に対する人的支援を含めて支援をバックアップする。

平時では災害ケースマネジメントとは何か、必要なネットワークをどう作っていくか、そういう支援をしていくことが必要と考える。

発災直後から保健師も一緒に回っているところが多いと思うので、そのところの情報の共有をどうするかということも課題になってくる。

市町村社協を軸に考えると、社協自体が被災しているという場合もあるので、それでもしっかり対応できるような災害福祉支援センターを考えておく必要がある。

市町村社協は少ない人員で動かしているところが多く、外からの支援が必要となるので、支援をもらいながら動かしていくにはどうするのか、備えておく必要がある。

生活支援相談員、災害ケースマネジメントのつなぐ部分というのは、これまであまり実績はないが、支援をつないでいくということも念頭に置きながら考えていく。

災害が発生した後、速やかにそれぞれ期待される支援を動かすことができる体制をいかに速やかに構築するかが大事。

昨年の災害時には全国から様々な団体が入ってきたが、団体それぞれの考え方がありアドバイスを全部聞いていると社協の方針がブレてしまう。アドバイスを受ける側が負担に感じてしまう。例えばあらかじめ災害福祉支援センターで情報を把握していて、真っ先に来てもらった団体の方針をメインにというアドバイスをもらえたらありがたい。それが、事前に分かっているとありがたい。

自分たちの県にあった団体を把握して調整すると市町村社協も対応が楽ではないかと思っている。たくさん来る団体の意見を調整し、最終的な判断をする方を絶対に置かないと社協はパンクしてしまう。

災害ケースマネジメントについては、支え合いセンターの立ち上げのところで職員採用に時間がかかってしまった。

行政で二人一組20班、40人体制で1か月、個別訪問を被災者の全世帯に対して行った。その様々な情報を収集し一つにするのは難しいと感じており、石川県では県で被災者台帳を作り上げるためにシステムを作る動きになっているようだが、県内においてもICTの活用は必要。秋田市ではキントーンを使っているが、全県で統一した情報管理システムがあれば、それも有効な手段ではないかと考える。

災害ケースマネジメントについて、行政も含めて必要というご意見があり、これは実際にその通りである。ただ、行政を含めた形で仕組みを作るまでには相当時間がかかる、それを待っていたのでは活動ができない部分もあるため、実際には動きながら構築していくものだと、そういう柔軟な動きになると理解したほうがいいのではないかと思う。

実態は、支え合いセンターが動き出してからも行政との情報共有の仕方というのは確立できなくて、しばらく時間がかかってしまった。しかし、進んでいくうちに秋田市の復興支援チームと支え合いセンターの定例会みみたいな形で徐々に情報共有ができるようになった。

平時から行政とセンターとの役割分担をあらかじめ決めておいた方が良い。実際に被災された方、例えば市の職員が被災されたり、センターの職員が被災されたりしてできないこともあるかと思うので、臨機応変にやらなくてははいけない部分もあるが、ベースになる

部分は決めておいた方がよい。

5 意見集約

- 平時の災害ケースマネジメントとは何か、必要なネットワークをどう作っていくか、そういう支援をしていくことが必要。
- 災害ケースマネジメントについては、発災直後から始まっているという認識で臨むべき。
- 平時に様々な各種団体の情報を把握しておき、災害時に市町村社協にアドバイスできる体制整備が必要。
- 災害時には戸別訪問する際の人的対応などのバックアップ支援が求められる。
- 災害に備えて戸別訪問して支援を行うという組織的な人材育成とノウハウの蓄積が必要である。
- 行政とのかかわり方が非常に重要。
- 平時から行政を巻き込んで一緒にやる必要がある。
- ICTの活用も含めて事前の準備検討を。

【結論】

災害ケースマネジメントは、研究や体制整備、ネットワーク構築、情報収集など平時に行うべき課題や業務が多く、常設機関での対応が求められるので、災害福祉支援センター設置が有効である。

VI BCP支援について

1 BCPとは

BCP（ビー・シー・ピー）とは Business Continuity Plan の略称で、業務継続計画などと訳されます。

新型コロナウイルス等感染症や大地震などの災害が発生すると、通常通りに業務を実施することが困難になります。まず、業務を中断させないように準備するとともに、中断した場合でも優先業務を実施するため、あらかじめ検討した方針、体制、手順等を示した計画のことです。 [WAMNETより抜粋]

2 社会福祉施設等における業務継続計画（BCP）について

社会福祉施設等においては、高齢者や障害者など、日常生活上の支援が必要な者が多数利用していることから、災害等により、電気、ガス、水道等のライフラインが寸断され、サービス提供の維持が困難となった場合、利用者の生命・身体に著しい影響を及ぼすおそれがあります。

また、新型コロナウイルス感染症等の感染症発生時においても、サービス提供に必要な人材を確保しつつ、感染防止対策の徹底を前提とした継続的なサービス提供が求められま

す。

こうした事態が生じた場合でも最低限のサービス提供が維持できるよう、緊急時の人員の招集方法や飲料水、食料、マスク等の衛生用品、冷暖房設備や空調設備稼働用の燃料などの確保策等を定める「業務継続計画」(BCP)を策定することが有効であることから、介護分野や障害福祉分野等においては、運営基準の見直しにより、当該計画等の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等が義務付けられました。

[WAMNETより抜粋]

3 社会福祉施設等における業務継続計画(BCP)についての策定根拠(省令改正)

厚生労働省令第九号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)及び社会福祉法(昭和三十二年法律第四十五号)の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年一月二十五日

(業務継続計画の策定等)

第三十条の二

指定訪問介護事業者は、感染症や非常災害の発生時(新設)において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定訪問介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

4 他県災害福祉支援センター等で実施しているBCP策定支援事業について

○全社協検討会による機能として

平時の仕組みづくりとして、BCP策定支援

○鳥取県災害福祉支援センターの場合

「社会福祉施設BCP策定支援事業」(令和5年度)

市町村から推薦の2施設をモデル施設として、令和4年12月から佛教大学の後藤至功先生に策定指導依頼、令和5年11月に報告会を実施。

「BCP 実地訓練支援」(令和6年度)

災害時の業務継続計画(BCP)を策定した法人のうち2施設をモデルとして、BCPに即した訓練支援を行い、検討課題を報告会で共有する。

○群馬県災害福祉支援センター

「BCP 策定セミナー」

1日（5時間）のセミナーを障害者施設、高齢者施設に分けて2回実施。講師は鳥取県と同じ。

○福岡県社協

「BCP研修（WEB研修）の開催」

施設職員、BCP担当者向け 130分程度で9月いっぱいの視聴可能（有料研修）

講師（株）日本経営リスクマネジメント 副部長 楠 健二氏

○佐賀県社協

「BCP研修」

ハイブリッド型 1日（5時間）（有料研修）

講師 ウェルウェーブ代表（福岡市）溝部 一夫氏

鳥取県と群馬県の災害福祉支援センターで実施されたBCP策定支援事業は、介護福祉施設のBCP策定期限である令和5年度末に向けて実施されたものと推察される。

福岡県社協と佐賀県社協はいずれも、令和6年度事業であり、BCPの見直しや、防災に対する研修の一環として継続実施している可能性が高い。

5 今後実施するBCP支援事業（案）について

介護保険事業を実施していないBCP未策定の社会福祉法人に対する策定支援や、既にBCPは策定しているが、多発する自然災害に対して不安を感じる施設職員等への意識啓発、計画の見直しにつながる訓練や研修支援は平時の備えとして有益である。

現在BCPについての事業を県社協では実施していないので、実施するとすれば次のような事業案が考えられる。

実施する場合のBCP支援事業（案）



及川先生に講師をお願いした、
福祉関係団体の防災研修会

講義の中に実際にDIYで購入できる防災グッズの紹介や、段ボールベッドの組み立て等の実体験を伴うことで、視点を新たにBCPを見直してもらうことも有効ではないか。



5 委員会の意見

計画を作ることがゴールとなるところがあるが、いかに実践的に落とし込むかというところで、ダンボールベッドの重さを感じたり、実際に設営してみたりでレイアウトは難しい。

施設全体の防災力、地域の防災力を上げたいというのは結構大きなテーマであるが、施設職員の一人ひとりの防災力が上がれば、結果として施設の防災力が上がるというのが私の考え方で、個人の備えとスキルを強化するやり方を地域も含めた施設で展開している。ほとんどの人は、計画は目にするが実践に落とし込むというところが、全国各地で課題になっているのではないか。できるだけ実践型の事業を展開していくことが望ましい。

9月1日の県総合防災訓練において、三種町、八峰町では避難所運営訓練を行ったが、実際に経験してみないと本番になったときに動けない、それが非常に大きいと思った。計画を作っても実際にやってみないと全然使えないものになってしまうので、そういう面では訓練というのはぜひやっていただければありがたい。

全国の市町村でダンボールベッドや簡易テントというのが備えの一つとしてあると思うが、実際、災害が発生して早い段階では、ほとんどの災害現場においては設置後回しになっている。理由は、運び出して設置するのに人手と時間がかかる。避難所の実際の訓練をやっていないために、ほとんどの避難所は雑魚寝からスタートするという昭和初期の頃か

ら何も変わっていない。今回の水害でも同じく雑魚寝スタートで備蓄品が生かされず終わってしまうというケースが多かった。迅速さを上げるためには住民参加型、事業所も巻き込んでやっていかないといけない。

BCPに関しては作ったが、それをどうやって進めていくのかというところが非常に難しかった。今年4月にコロナが発症して、訓練ではなく実践が始まった。多床室は4人のため一つずつの部屋を個室と見立てて、そこで全部対応していくというような考え方がBCPに入っていたため、すべての窓・入口にビニールを張り、医療品も全て中に入れてというような形で対応をした。BCPを作ってみて、建物の構造でやはり難しいことがたくさん出てくるのが分かり、構造的なもので工夫が必要と考えている。

BCPを作成して見直しの段階である。電気が止まった場合、自家発電の燃料や備蓄の補充はどうなっているのか再確認の意味で見直しを図っている。電気が止まった場合で一番心配しているのが、エレベーターが停止した場合、無事に避難させることができるかが大きな課題となっている。

ガスが止まった場合も暖房対策として、湯たんぽ、毛布、使い捨てカイロなど、今この量で間に合うのか再確認している。水道が止まった場合は近隣住民の飲料水も確保しようということ考えている。

実際に感じたこととしては、BCPは感染症と自然災害の2つで考えていたが、感染症と災害が同時にくることも含めてこれからどう対応していくかを考え、見直しをしていく。

ライフラインが寸断されたとき、過去の災害で大体、何日間ぐらい復旧までかかっていたかというのは、調べておいたほうがいい。その間は備蓄で賄うことができるようにする必要はある。

災害が発生したときに福祉避難所に指定されている施設が多いと思うが、地域住民の方々が福祉避難所と一般避難所の区別がついていないがために福祉避難所に地域の人たちが押し掛けてきたという過去の事例もある。住民と一緒に訓練することによって、災害時には福祉施設はこのような役割を担うということを知っていただく必要がある。

住民と地域の方々、区長、民生委員、地域の代表の方でも良いので、そのような方々と一緒に訓練するのが大事と思う。

福祉施設を福祉避難所として機能できるように住民の力も必要と考えるので、そのような点から地域の方々と災害時お互いに協力し合う環境を作るとするのが大事な点である。

日頃から地域の方々と一緒にやっていくのが本当に大事な視点。そういったこともBCPの中で想定をする必要があり、策定するに当たっては総務の職員が、研修関係の職員だけが作るとなると結局働いている職員は把握していないことが多い。自分たちで作っていく、多くの職員を巻き込んで作っていくという形の方がマネジメントを含めて上手く回っていく姿勢であると思っている。

県社協で考えると、自分のところが発災していなくても、逆にやらなければならない事

業が出てくる。まさに災害福祉支援センターが必ず機能してくる。災害福祉支援センターだけに任せればいいとなってしまうと上手く回らないので、BCPを発動して他の職員もセンターの方を手伝うという連携して考えていかないとセンター自体上手くいかなくなってしまふことを危惧しているので、センターの構想と県社協のBCPを一緒に考えていただけると良い。

6 意見集約

- 計画を作ることがゴールではない。使えなければ意味はない。実践が伴ってこそBCP
- BCPの見直しは常に必要
- 平時の訓練こそ大切。地域も巻き込んだ訓練、住民参加で施設への理解を得ることができる
- センターが設置されてもセンターの職員だけではBCP対応は不可。他の職員の連携が不可欠
- 災害時に役立つ実践的な訓練、研修が必要

【結論】

BCPは、計画が災害時に効果を発揮するには、平時の実践的な訓練が大切であり、災害福祉支援センターを設置して新規事業として支援を行うことが有効

VII 他県の災害福祉支援センターについて

1 設置時期について

令和6年度社協の災害支援体制と支援活動強化に関する会議事前アンケートより抜粋（全社協6月7日）

県名	設置時期	名称
群馬県	2022年4月	群馬県災害福祉支援センター
福井県	2024年4月	福井県災害福祉支援センター
鳥取県	2021年4月	鳥取県災害福祉支援センター
山口県	2024年4月	山口県災害福祉支援センター
福岡県	2021年4月	福岡県社会福祉協議会災害福祉支援センター
佐賀県	2024年4月	佐賀県災害福祉支援センター
大分県	2022年9月	大分県災害ボランティア・福祉支援センター

注) 災害福祉支援センターの設置状況で設置済みと回答した県のみ掲載

比較的最近設置した県が多く、西日本に設置県が偏っている。

2 主な事業について

県名	災害VC	災害福祉NW	DWAT事務局	災害CM	個別避難計画策定支援	BCP策定支援	福祉防災アドバイザー養成	防災福祉教育、防災活動支援
群馬県	○	○	○	○	○	○	○	
福井県	○		○			○		○
鳥取県	○	○	○	○		○		○
山口県	○	○	○					
福岡県	○		○			○		
佐賀県	○	○	○	○				
大分県	○		○		○			

注) 災害福祉支援センターの設置状況で設置済みと回答した県のみ掲載

災害福祉NW（ネットワーク）、災害CM（ケースマネジメント）

災害VCとDWATはすべてのセンターが実施している。

BCP策定支援も比較的多く実施されている。

群馬県と鳥取県のセンターの実施事業が充実している。

3 人員予算について

県名	職員数 管理職	職員数 専任	職員数 兼務	予算	うち人件費
群馬県	1	1	5	23,861	12,186
福井県	1	2	8	5,609	
鳥取県	1	3		37,783	27,104
山口県	2	1	2	9,800	6,537
福岡県	1	2		25,716	
佐賀県			5	なし	
大分県	1	1	4	24,555	15,186

注) 災害福祉支援センターの設置状況で設置済みと回答した県のみ掲載

単位：人員は人、予算は千円

※大分県は、管理職を除く内訳として常勤職員2、専門員3と回答

人員的には専任職員が2人というところが平均値。

予算的には、群馬県、鳥取県が多い。予算が大きいところは、人件費が多い。

4 常設型災害ボランティアセンターの現状について

令和6年度社協の災害支援体制と支援活動強化に関する会議事前アンケートより抜粋（全社協6月7日）

都道府県名	名称	職員数 管理職	職員数 専従	職員数 兼務
北海道	北海道災害ボランティアセンター	1		3
長野県	長野県災害ボランティア・福祉支援本部			
滋賀県	滋賀県災害ボランティアセンター			17
京都府	京都府災害ボランティアセンター		1	1
大阪府	大阪府災害ボランティアセンター	1	1	0
和歌山県	和歌山県災害ボランティアセンター			4

注）災害福祉支援センターの設置状況で設置済みと回答した県を除く

単位：人

京都府と大阪府は専従職員を配置している。

5 鳥取県災害福祉支援センター予算事業について

事業名	財源種別	事業費	人件費	事業概要	国庫補助の場合 国の予算名称
福祉関係者への啓発	委託	47	11,092	災害ケースマネジメントの実施にあたり、連携が必要となる民生・児童委員、市町村社協職員等の福祉関係者を対象として、災害ケースマネジメントに係る説明会を実施する。	危機管理政策課より
防災福祉教育事業	委託	96		小中学校等に専門家を派遣し、防災福祉教育を実施する。	
災害ケースマネジメント実施体制整備事業	委託	1,945		鳥取県社会福祉協議会に設置した「鳥取県災害福祉支援センター」により、市町村等の災害ケースマネジメントの実施体制の整備を図る。 【取組内容】 ・市町村実施体制整備（継続） 一市町村を個別訪問する等して、個々の市町村の実態に即した実施体制の検討を支援する。 ・災害ケースマネジメント人材養成研修（新規）333千円 一災害ケースマネジメントに係る基礎知識の習得から具体的な実施手順まで、関係者（市町村職員等）を対象にして、体系的に学んでもらえるよう研修会を実施する。	
DWAT 登録管理	委託	121		研修終了後の申請受け付け・登録手続き、登録者の状況調査等	一部災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業(2,500)
DWAT 意見交換会の開催	委託	65		県と災害時の協定を締結している専門職団体や事業主団体と意見交換を行い、問題点を把握して改善に努める。	
DWAT 災害福祉支援ネットワークの機能強化に関する研究	委託	85		DWATを含む災害時の福祉支援活動の強化に向け、協定締結団体の拡充に向けた検討を行う。	

事業名	財源種別	事業費	人件費	事業概要	国庫補助の場合 国の予算名称	
DWAT 基礎研修	委託	629	18,735	チーム員として最低限必要な法制度や現場での経験を伝え、DWATへの登録希望者を募る（講師による座学中心）	福祉保健課より	
DWAT スキルアップ研修	委託	1,170		派遣チーム員のリーダーの候補者に、全体研修（座学中心）及び3地区での研修（演習中心）を行う。		
DWAT コーディネーター研修	委託	449		派遣調整や事務作業を行う事務局員と、現地に先乗りして関係者との調整や支援の必要性を見極める先遣隊の要員を養成する研修を行う。		
DWAT 活動訓練	委託	136		市町村等の総合防災訓練への参加や当事者団体との訓練により実践的な研修を行うとともに、DWATの知名度向上を図る。		
DWAT 活動資機材の整備	委託	250		災害時に活用する資機材を整備する		
BCP実地訓練支援	委託	703		災害時の業務継続計画（BCP）を策定した法人のうち2施設をモデルとして、BCPに即した訓練支援を行い、検討課題を報告会で共有する。		
災害時派遣調整等	委託	515		災害時の派遣調整、その他センター管理業務を行う。		
災害ボランティア関係機関連絡会の開催	委託	31		ボランティア関係団体、地域活動団体などと意見交換を行い、問題点を把握して改善に努める。		
災害ボランティアセンター運営者研修の実施	委託	1,311		災害時に市町村社協が設置して、ボランティア受入希望や実施希望者を受け付けて調整する災害ボランティアセンターの運営スタッフを養成する研修を、地域住民・団体会員等を対象に行う。		一部災害ボランティアセンター等機能強化事業 (2,700)
市町村災害ボランティアセンター強化の支援	委託	0		市町村社協が行う災害時に備えた準備や災害時におけるボランティアセンターの立上げについて指導・助言する。		
災害ボランティアセンターへのICT導入研究	委託	403	災害時のボランティア希望者受付・配置を効率化・非接触化するためにICTを導入するための検討を行う。			
合計		7,956	29,827		8	

福祉と防災の2つの部門から予算が来ている。

6 群馬県災害福祉支援センター事業予算について

群馬県災害福祉支援センター事業予算



鳥取県と同様、2つの部門から予算が来ている。

7 委員会の意見

県ごとに災害福祉支援センターの特色は出ている。担当者によって災害ボランティアセンター寄りになるのか DWAT 寄りになるのかというのがある程度出てきているというのが資料を見て思うところである。2名3名体制を取っているところはどちらも経験している人を入れ込んで双方でやっていくというような体制を取っている。

災害福祉支援センターを設置して実際に発災があったところが福岡県だけであり、発災したときにどのような機能を持っているのかというのは、まだ全国的に例がないというような状況。

福岡県から聞いた話だと災害ボランティアセンターが複数立ち上がると災害ボランティアセンターで手いっぱいになったとのことで、そういった意味では専任の職員だけでは、発災時には回らないということも考えていかなければならない。

VIII 秋田県災害福祉支援センター（仮称）の保有する機能等について（案）

1 所管事業案について

県名	災害VC	災害福祉NW	DWAT事務局	災害CM	個別避難計画策定支援	BCP策定支援	福祉防災アドバイザー養成	防災福祉教育、防災活動支援
群馬県	○	○	○	○	○	○	○	
福井県	○		○			○		○
鳥取県	○	○	○	○		○		○
山口県	○	○	○					
福岡県	○		○			○		
佐賀県	○	○	○	○				
大分県	○		○		○			
秋田県	●	●	●	●		●		

災害福祉NWで施設応援コーディネート事業についても検討を行う

2 配置人員等案について

県名	職員数 管理職	職員数 専任	職員数 兼務	予算	うち人件費
群馬県	1	1	5	23,861	12,186
福井県	1	2	8	5,609	
鳥取県	1	3		37,783	27,104
山口県	2	1	2	9,800	6,537
福岡県	1	2		25,716	
佐賀県			5	なし	
大分県	1	1	4	24,555	15,186
秋田県	1	2		未定	未定

事業規模同様の他県を参考にすると、管理職（センター長）を含む3人程度の専任職員とその人件費が必要ではないか。

3 実施する個別事業案について

※ゴシック体は新規事業である。

○災害ボランティアセンター

・災害ボランティアコーディネーター養成研修……災害ボランティアセンター運営の中

核を担う人材の養成

- ・災害ボランティアコーディネーターフォローアップ研修……養成研修修了者を対象としたスキルアップ研修
- ・災害ボランティア活動実践研修……災害時のボランティア活動に関心のある方、民生委員等が対象。災害時の地域住民の様々な役割について理解を深める
- ・災害ボランティア活動実地訓練……市町村社協に出向き、災害 VC の設置、運営の訓練を行う
- ・災害ボランティアセンター運営研修……県内市町村社協職員向け。より市町村社協に特化した内容で、災ボラ設置の判断基準、行政とすり合わせておくべき内容、災害時の反省等、被災経験のある社協とない社協の情報交換
- ・災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する行政との協定締結の呼びかけ
- ・市町村社協災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの更新呼びかけ
- ・災害ボランティアセンター支援に関する企業・団体等との協定締結の呼びかけ
- ・災害ボランティア事前登録のシステム構築……現状では発災後に各市町村社協が行っているボランティア登録を、事前登録制とし県社協が管理。発災時には派遣調整。
- ・資機材等ストックヤードの設置
- ・市町村社協保有資機材の把握……年 1 回調査し、発災時の被災地社協への迅速なリスト提供を可能にする
- ・災害ボラセン支援チーム（仮称）の体制整備……現在地域福祉担当で行っている災ボラ立ち上げ支援を、市町村社協の経験豊富な職員にも担ってもらい、初期対応可能な職員を増員
- ・災害協定締結団体との連絡会議の開催……各支援団体と顔の見える関係を作るための会議を開催
- ・新たな災害協定締結団体の掘り起こし……掘り起こし後は団体ごとにできることを整理し、できることリストが作れたら理想
- ・災害ボランティア連絡会議（秋田県）への参加……県、日赤、NPO 等と平時から相互理解を深め、顔の見える関係を構築
- ・実際の災害対応等に係る振り返り会の実施……R 5、6 秋田県大雨災害、能登半島地震応援等
- ・県社協できることリストの作成、市町村社協への周知……スマホ等通信機器の貸し出し、資機材貸出（の調整）、応援派遣職員の調整等県社協でできることを周知しておく、発災時の混乱、市町村社協の業務軽減を図る

○DWA T

- ・DWA T 認知度向上事業（市町村等対象説明会、訪問）
- ・DWA T チーム員増強事業（福祉施設等対象説明会）
- ・DWA T チーム装備強化事業（備品等整備）

○災害CM

- ・災害ケースマネジメント人材養成研修

○BCP支援

- ・BCP計画策定等研修
- ・BCP避難訓練実施体験事業
- ・災害対応準備等実践研修

○災害福祉NW

- ・ネットワーク会議開催（開催数増加1回⇒3回）
- ・災害時施設間応援コーディネート事業構築研究会
- ・中間支援組織の立ち上げと顔の見える関係作り

○その他

- ・災害福祉支援センターPR事業（概要パンフレット作製他）

4 委員会の意見

災害福祉支援ネットワーク構築推進事業と災害ボランティアセンター運営支援事業、これはどの県でも何年も続いている補助金でここを掛け合わせてやっていくというのがほとんどのところのベースとなっている。国の予算を使いつつ、県独自予算も加えて実施されているというところがほとんどと思っている。

個別事業では、災害ボランティアセンターで災害ボラセン支援チーム（仮称）の体制整備という話があり、非常に大事であると思っている。県社協だけで賄えるものではないので、市町村社協にも応援をいただき、これはDWATについても同じことが言える。

DWATでもある程度、経験を積んで、ほぼ事務局機能も担えるようなDWATチーム員を育てるといような視点もあってよい。

群馬県は経営協の青年部の方々がほぼ事務局のような形で研修講師を行ったり、先遣派遣で県社協の職員がいなくてもその方々が先遣派遣をするといったことを取り組まれている。そういったことも考えていかないと県社協、県災害福祉支援センターが疲弊してしまうというところもあると思うので、様々な方の協力をいただく必要はある。

今回事務局から提案された内容、全部で大きく5つの事業を展開するということであるが、まず差し当たり、この5つあたりから始めていくというのは妥当ではないかと思っている。理由としては、それぞれ関連性があり、一つ動かしていくと他のところも動かさないと機能しないというところもあるので、必要が出てくればさらに検討するとして、最初はこの5つから始めるというところでもいいのではないか。

取り分け災害が発生して直後となると、応急対応のところでは災害ボランティアセンターもDWATもタイミングを見て活動するようになるかと思うが、災害ボランティアセンターとDWATが連携しながら活動している事例はある。また、発災からある程度、落ち着いてくると支え合いセンターを立ち上げるようになってくると思うが、災害ボランティ

アセンターや DWAT の業務というのが支え合いセンターの方に情報が伝わっていく必要がある。そういう意味では、一連の流れがあり、それを前提として取り組むという点から考えると、5つの事業ということで良いと思っている。

災害ケースマネジメントというのは、社協中心でやっていると感じているという感じが出てしまう。実際のところ、支え合いセンターも今は行政からの委託事業で行っている。その委託元の考えがしっかりしていないところで委託されても受ける市町村社協は困ってしまう。最初はなかなか行政との情報共有ができないでいたということがあったので、災害ケースマネジメントに関わる部署の人たち、行政の方も参加対象に含めて人材養成していただければありがたい。

災害ボランティアセンターの支援だが、県社協で市町村社協保有資機材の把握をして事前に登録制等にしておいてもらえれば、あまり時間をかけずに迅速に被災社協の迷惑にもならないような状態で支援ができたのではないかと思うので、こういったことはぜひお願いしたい。

災害ボランティアセンターのやり方というより、閉めるときの判断の難しさが、現場に実際に住民と対応して声を聞いているニーズ班と本部との情報のズレというのも非常に起きやすい現場である。

罹災証明も市町村によって違いがあるが、地域コミュニティの中で、その違いがあるという情報があつという間に広がってしまう。

制度の理解をしておかないといけないし、生活再建のためのやり方、ニーズをただ聞くだけではなく、住民はこれからどうしたらいいのか等アドバイスがかなり必要な現場であることも理解しなければならない。

実際は応急復旧期から全てが動き始める。スタートは災害ボランティアセンターが立ち上がった段階から、復興に向けての地域支え合いセンターも動かないと全部が遅れてしまう。

5 意見集約

- 実施事業としては、検討した5事業（災害VC、災害NW、DWAT、災害CM、BCP）で始めることが良い
- 専任職員の人件費等の確保と国庫補助の有効活用などによる財源確保が課題
- 市町村社協の保有資機材の把握など平時の取り組みによる効果が期待される役割がある
- 行政や市町村社協、地域住民など様々な方の協力を得て運営していく必要がある
- ICTを活用して業務の省力化を図りつつ、効果的な運営を行う必要がある。

【結論】

災害福祉支援センターを設置して平時から5事業を中心に活動をする必要がある。

6 まとめ

秋田県災害福祉支援センター（仮称）のまとめ について（センター概要）

- 設置場所：秋田県社協内
- 人 員：専任職員2人
- 予算規模：未定
- 実施事業：災害V C、災害NW、DWA T
災害CM、BCPなど
- その他：来年度中の開設を目指す。

早い時期に開設されている、鳥取県、群馬県災害福祉支援センターを参考に委員会の意見を加味して作成

7 災害福祉支援センター全体を通じての委員会の意見

常設機関は絶対に不可欠な要件なので、これはぜひともお願いしたい。

実際に災害が発生すれば、県社協の役割として通常業務でもある生活福祉資金業務が発生するので、兼務で災害時に応援をもらうことは前提として考えておいた方がよい。

災害が起きたときは専従職員だけでは大変な業務になるので、DWA Tでファシリテーターの役割を担っていただいている方に事務局の応援ができるような体制を取れたらよい。オンラインでもよいので話し合いの場や意見交換の場を定期的に行い、人材確保をしっかり行っておくのが必要。

これは災害ボランティアセンターや災害ケースマネジメントでも同様と考えるので、今後具体的に進めていく際にはこうした点をお願いしたい。

体制が整わない間に次々と災害が発生している状況で、ノウハウの蓄積もしていかなければならないと思っている。その一方で住民の方々も防災を学びたい、備えを確認したいという声も多くある。

今回実施については、5つの項目にはなっているが、今後、防災教育の項目にも丸が付くように体制等を整えてほしいと思っている。

平時、災害時を含めて専任職員だけでやっていくには厳しいところがあるので、県社協

のBCPで協力できる体制を取ることで実現ができるのではと思う。

最近では複数の市町村で発災しているケースが多く、被害が無かった市町村社協からも応援をもらうようなBCPであってもよいのではないか。被災した市町村社協のために少しでもお役に立てることがあればできる範囲で協力したいと思っているので、それも含めて常設型の災害福祉支援センターを支えていきたいと考えている。

災害福祉支援センターの動きは発災時には本当に心強いことであり、そして何より被災された方の力になれることであると感じた。

一方で、実際に発災した際に対応していくためには、DWATや施設間の応援も必要ということで、そこに登録する人を増やす必要があるということも委員会に参加して強く認識したところである。

五城目町社協では、昨年の災害後にBCPを策定した。厚労省のひな型の中に地域との連携というところでDWATの登録について記載されていたが、規模の小さい事業所にとっては難しいことで、登録については検討するという状態でBCPに残しているのが事実である。

災害福祉支援センター設置に際しては、認知度を高めるために必要性を様々な機関に訴えていくためのPRなどにも尽力していただくと全体としても変わってくるので、様々なところと協同して秋田県全体で対応していければよい。

今回の災害福祉支援センターの人員費は専任職員と管理職3名分の予算ということで、これ自体は構わないが、実際は他の職員が兼務したり手助けしたりなど今後やっていく上で体制が変わっていくと思う。

兼務となった場合、その予算は災害対応の対象外にするといったケースなどが過去にはあったので、そのようなことがないように、数年後に担当者が代わったときに予算の使い方について、それはできませんとバツサリと切られるようなことがないように、柔軟な視点で県社協が対応できるような仕組みを行政側としても支援していただく形がよいと思う。

今、施設は平時の備えが大切だという認識であるが、全てそれだけで解決しているわけではない。装備品が揃っていても果たして使いこなせる人がいるのかということもあり、そのような観点も大切である。

職員に装備品について話をしたが、発電機等を必ずしも皆が使えるというわけではないので、スキルアップは大事だが、できる範囲内のものに対応するという工夫も必要。

DWATについては、リモート活用でもよいので、バックアップ支援できればと感じた。後方支援についてもこれから考える必要がある。訓練や研修が今後全般的に大切になっていくと感じた。

平時の備えと訓練が大事であると実感している。地域を巻き込んだ訓練や住民参加で理解を得るような訓練があれば、関係づくりがさらに増していくものと考えている。

これまで福祉関係の部分は取りまとめや支援するセンターというのは無かったので、セ

ンターが立ち上がるというのは、本県の防災対応力の強化につながると思っている。

そういった中で今は、検討委員会の段階なので、次のステージとしてどういったことを考えていくのか、実際にこのセンターを立ち上げるまでにはまだまだハードルがあると思っている。

BCPは、法人で完結すべきというような思いを持っていたが、福祉施設が福祉避難所になる可能性もあるので、福祉避難所として想定されるような施設においては、対応は必要であると思う。

施設間応援コーディネイトについてもマンパワー不足という点もあるが、工夫をして早期に応援できるように、それが発展して福祉避難所の人材にも活用できるような形で災害対応に生きてくるようなものに育っていけばと思う。

センターになってから育てていくということも必要と思っているので、皆様には引き続きの御協力をお願いしたい。

これまでの事業に加え、支援PやDWATの指導者的な方も養成していき、今まで点でやっていたものを線でつないでセンターとしてしっかり機能できるように作っていかなければいけない。また、実践をしながら防災力を高めていく防災教育というのも非常に重要な観点と思う。

報告書の公表に当たっては、県民の意識の向上、防災に対する考え方の変化にもつながるだろうし、人手不足で人材の確保が難しいといったこともあると思うので、そうしたことも含めてうまく県民の方に提案していくことを考えていただきたい。

8 意見集約

- 平時の備えと訓練が大切
- 災害時の福祉関係分野の対応に関して常設機関の設置は不可欠
- 様々な機関、団体、職員の協力があるこそその災害福祉支援センター
- 将来的には地域住民の防災力を高める防災教育も範疇に

第3章 災害福祉支援センターの検討結果について

I 災害福祉支援センター設置の要否について

多発する災害に高齢化が進む現在、福祉分野で災害対応力を高めていくためには、平時の備えと訓練が大切であり、災害対応の常設機関の設置、すなわち災害福祉支援センターの設置が不可欠であるとの意見が委員会の大勢を締めた。

このためには、専任職員の配置が必要であり、人件費の確保に伴う国庫補助の有効活用による財源確保の財政問題など乗り越えなければならない点も多くあるが、行政や市町村社協、地域住民など多くの方々の協力を得て運営していく、災害福祉支援センターを設置

することが望ましい。

先行して災害福祉支援センターを設置した他県の状況を分析、検討した結果、災害福祉支援センターは県社会福祉協議会に設置して、災害に備える体制の強化を図ることが望ましいとの結論に達した。

II 災害福祉支援センターの機能について

災害福祉支援センターの保有する機能については、現在県社協でも実施している、災害ボランティアセンター、DWA T（災害福祉支援ネットワークを含む）に加えて、他県の災害福祉支援センターを参考に、災害ケースマネジメント、BCP、災害時施設間応援コーディネイト事業、の5つについて検討を行った。

この中で、災害時施設間応援コーディネイト事業に関しては、人や資金の問題があり早期の事業化は難しいので、今後取り組むべき課題の一つであるとの結論に達した。

他の事業に関しては、災害福祉支援センターの設置に伴い実施することが良いとの結論になったことから、災害ボランティアセンター、DWA T、災害福祉支援ネットワーク、災害ケースマネジメント、BCPの5つの機能を持つセンターで開始することが委員会の結論である。

III 実施する個別事業について

5つの機能毎の課題と実施すべき個別事業については次のとおりである。

○災害ボランティアセンター

[課題]

- ・センターの運営方針や見通しなど見立てのできる人材が必要である。（県内支援Pの育成）
- ・技術系ボランティア団体の協力が不可欠で、平時からの関係構築が重要である。
- ・組織的な人材育成とノウハウの蓄積、継続的な体制やシステム構築が必要である。

[個別事業]

- 〈既存〉・災害ボランティアコーディネーター養成、フォローアップ研修
 - ・災害ボランティア活動実践研修、実地訓練
- 〈新規〉・技術系ボランティア育成研修
 - ・災害ボランティア事前登録システム構築
 - ・協力団体の掘り起こし、連絡会議

○DWA T

[課題]

- ・災害時の初動体制を整え、継続的に支援できる派遣体制の強化を図るためには、DWA Tチーム員の増強に加えて市町村のDWA Tに対する理解を深めることが必要であ

る。

[個別事業]

〈既存〉・DWA T チーム員養成研修

〈新規〉・市町村担当者とのDWA T の役割説明や避難所に関する意見交換会

○災害福祉支援ネットワーク

[課題]

・今後の課題である災害時施設間応援コーディネート事業についての検討を行うとともに、関係団体の連携を強化する必要がある。

〈既存〉・災害福祉広域支援ネットワーク会議

〈新規〉・災害福祉広域支援ネットワーク協議会新規検討部会（施設間応援コーディネート等を検討）

○災害ケースマネジメント

[課題]

・平時に必要なネットワーク作りなどの支援が必要であり、行政と連携して一緒に行えるような関係づくり、各種団体の情報把握、災害時にアドバイスができる体制整備、人材育成が必要である。

〈新規〉・災害ケースマネジメント人材養成研修

・市町村担当者との意見交換会

○BCP

[課題]

・計画の策定がゴールではなく、見直しが常に必要である。

・平時の訓練が大切であり、地域を巻き込んだ住民参加の訓練など、災害時に役立つ実践的な訓練や研修が必要である。

〈新規〉・社会福祉施設等のBCP見直し、策定支援

・BCP避難訓練実地体験、災害対応準備等実践研修

なお、災害福祉支援センターを設置して、記載事業の実施にあたっては、事業費の確保に加えて専任職員の配置が不可欠であり、その人件費についても予算措置をする必要がある。